

## 競争参加者の資格に関する公示

築城(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和6年4月1日

九州防衛局長

- 1 案件名 当該業務の公示のとおり
- 2 履行場所 当該業務の公示のとおり
- 3 案件概要 当該業務の公示のとおり
- 4 履行期間 説明書9(4)の技術提案書の作成に必要となる資料による。
- 5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等
  - (1) 交付期間 令和6年4月1日から同年4月22日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。
  - (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター  
<https://www.dfeg.mod.go.jp/>
  - (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
- 6 申請書の提出
  - (1) 提出期間 令和6年4月1日から同年4月22日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までの間を除く）。ただし、最終日は12時まで。なお、郵送（配達記録が残るものに限る。）又は託送（配達記録が残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）若しくは電子メールによる場合は令和6年4月22日12時までに必着とする。

なお、令和6年4月23日以降も当該案件に係る優先交渉権者の選定日まで随時受け付けるが、優先交渉権者の選定日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
  - (2) 提出場所  
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎  
九州防衛局総務部契約課  
TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345
  - (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、(2)へ電話連絡するものとする。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和6年4月1日付支出負担行為担当官九州防衛局長）に示すところにより交付する説明書の様式第2と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

## 7 特定建設工事共同企業体としての資格

### (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者最大7社の組合せとする。

ア 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」のいずれかで級別（ランク）の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）また、優先交渉権者の選定日までに、特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「C」以上の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること。

イ 防衛省競争参加資格に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は「建築一式工事：1,200点以上」、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員には、「建築一式工事」990点以上又は「土木一式工事」990点以上の構成員を1社以上加えるものとし、その他の特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、「建築一式工事」又は「土木一式工事」は830点以上であること、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」は870点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）（防整施(事)第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 築城(6)施設最適化総合設計の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

### (2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

## ア 工事实績

### 【単体又は特定建設工事共同企業体の代表者】

平成21年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建て以上で延べ面積4,000㎡以上/(1棟当たり)の建物新設建築工事を施工した実績を有すること。

### 【特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員】

ア 代表者以外の構成員には「建築一式工事」990点以上又は「土木一式工事」990点以上の構成員を1社以上加えるものとし、この構成員については、平成21年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事又は防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事(以下、「総合発注工事」という。)の一次下請工事のうち「建築一式工事」で参加する場合は、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建て以上で延べ面積2,000㎡以上/(1棟当たり)の建物新設工事に係る以下の実績を有すること。

また、「土木一式工事」で参加する場合は、土木工事の実績を有すること。

イ ア以外の構成員については、平成21年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国内工事又は防衛省発注の総合発注工事の一次下請工事のうち、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設工事に係る以下の実績を有すること。

- ・「建築一式工事」で参加する場合は、建築工事
- ・「電気工事」及び「電気通信工事」で参加する場合は、建物付帯電気工事もしくは建物付帯通信工事のいずれか。
- ・「管工事」で参加する場合は、建物付帯機械工事

なお、「土木一式工事」で参加する場合は、土木工事の実績を有すること。

建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割りの10分の6以上のものに限る。

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点」という。)が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

イ 参加しようとする職種が、許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格

を有する主任技術者及び国家資格を有する担当技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、説明書5の代表者に求める条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該案件の優先交渉権者の選定日までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該案件の受注者以外の者にあつては、複数回ある当該案件の請負契約のうち最後の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「築城(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設最適化事業建設共同企業体」とする。

(2) 当該案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。